

令和2年度第1回環境基本計画小委員会 議事録

招集の期日	令和3年1月29日（金）		
開催の場所	さいたま共済会館 501・502会議室 （さいたま市内）		
開閉の日時	開 会	1月29日	午前14時00分
	閉 会	1月29日	午前15時40分
出席状況	<p>委員数 8人 出席委員 8人</p> <p>浅見 真理 国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官 磐田 朋子 芝浦工業大学 准教授 四ノ宮 美保 埼玉県立大学 准教授 袖野 玲子 芝浦工業大学 教授 横田 樹広 東京都市大学 准教授 小島 直子 (公財)埼玉県生態系保護協会 普及広報部 上席主任 吉川 尚彦 埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事 田口 義明 公募委員</p> <p>欠席委員 0人</p>		
概 要			
1 開 会			
2 あいさつ			
3 委員長選出			
4 議 事 次期環境基本計画施策体系（素案）について			
5 閉 会			

させていただきます。

浅見真理様です。

- 浅見委員 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 磐田朋子様です。
- 磐田委員 磐田です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 四ノ宮美保様です。
- 四ノ宮委員 四ノ宮です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 袖野玲子様です。
- 袖野委員 袖野です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 横田樹広様です。
- 横田委員 横田です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 小島直子様です。
- 小島委員 小島です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 吉川尚彦様です。
- 吉川委員 吉川です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 田口義明様です。
- 田口委員 田口です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 続きまして、県の職員を紹介させていただきます。
環境未来局長の安藤でございます。
- 安藤環境未来局長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 参事兼エネルギー環境課長の石塚でございます。
- 石塚参事兼エネルギー環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 環境政策課長の佐藤でございます。
- 佐藤環境政策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 温暖化対策課長の松井でございます。
- 松井温暖化対策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 大気環境課長の宮原でございます。
- 宮原大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 水環境課長の酒井でございます。
- 酒井水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 産業廃棄物指導課長の山井でございます。
- 山井産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 資源循環推進課長の佐々木でございます。
- 佐々木資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） みどり自然課長の島田でございます。
- 島田みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 環境科学国際センター研究企画室長の嶋田でございます。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） それでは、ここで環境未来局長の安藤より御挨拶を申し上げます。

局長、よろしくお願ひいたします。

○安藤環境未来局長 ただいま御紹介いただきました環境未来局長の安藤と申します。

本日は、環境審議会環境基本計画小委員会の委員の皆様方には、御多忙の中、委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、今日はちょうど月末という中で、お忙しい中、またコロナ禍の中で御出席あるいはお時間を賜りましたこと、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今回、御検討いただきます埼玉県環境基本計画ですけれども、現計画の計画期間、令和3年度に終了ということになっておりますので、次期環境基本計画の策定作業というものを今進めているところでございます。策定に当たりましては、この環境審議会の小委員会から御意見をいただきまして、親審議会と申しますか、そちらのほうに御報告をお願いするというような形になっていると理解しております。

埼玉県、御案内のように全国トップクラスの高齢化のスピードというようなこと、それから人口がこれまで増加でしたけれども、減少に転じるということで、大きな時代の変化を迎えるということになっております。

また、環境分野につきましては、地球温暖化をはじめといたしましてマイクロプラスチックの問題、あるいは野生鳥獣の問題、それから食品ロス等々、様々な時代の変化に伴いまして課題が出てきていると理解をしているところであります。

このような中で、環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、あるいは誰一人として取り残さないというSDGsの考え方が普及してきていることは御案内のとおりでございます。御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、江戸から明治の激変期に活躍した渋沢栄一翁です。埼玉県の生んだ偉人でございます。この2月14日からは大河ドラマの主人公になって取り上げられますほか、2024年からは1万円札の顔となるということで非常に楽しみにしているところであります。この渋沢栄一翁、「論語と算盤」という本を書いていることは御存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、この「論語と算盤」では道徳と経済を調和させる、両方を成り立たせるのだと。道徳だけでも駄目だし、そろばんだけでも駄目なのだ、こういうことを力説をされた偉人でございます。この考え方というのは、ある面、SDGsにも通じる部分があると思っておりますし、こういった偉人が紙幣、お金のほうの紙幣の顔になるということは非常に意義深いものがあるのかなと考えている、今日的な問題意識というものをアピールしていると思っております次第であります。

今回、御審議いただきます環境基本計画に当たりまして、SDGsと申しますか、環境政策の推進が経済とか、あるいは社会の発展とバランスを取りながら進めていくということが大事になってくると思っておりますので、ぜひ委員の皆様におかれましては、こういった点も教をいただきながら、策定を進めていきたいと思っておりますので、御指導を賜ればと思っております次第でございます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） ありがとうございます。

ここで、発言の方法について御説明いたします。会場出席、リモート出席の方ともに発言の際は、まず挙手をしていただくようお願いいたします。指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押して、赤くなったことを確認してから御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。

リモート出席の方は、発言される時のみ音声をオンにいただき、発言しないときは音声を常時オフにしてください。また、リモートを利用した会議になりますので、いつもより気持ち発言のスピードをゆっくりめにお話ししていただけるとありがたいかと思えます。

本日の会議は、委員8名の方全員が出席されております。環境審議会規則第8条第6項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第3、委員長選出でございます。まず、委員長の選出につきまして御協議いただきたいと存じます。審議会規則第8条第3項の規定によりまして、委員の互選により行うこととされております。いかが取扱いますでしょうか。

四ノ宮委員、お願いします。

○四ノ宮委員 すみません。事務局の御意見をお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○司会（赤松） 事務局といたしましては、環境省の中央環境審議会の環境保健部会などで委員をお務めで、この環境審議会の副会長でもあります浅見委員にお願いできればと考えておりますが、どうでしょうか。

（異議なしの声）

○司会（赤松） 今、異議なしというお声もいただきました。

それでは、その他御意見もないかと思えますので、浅見委員に委員長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、県環境審議会規則第8条第5項の規定によりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、以後の進行につきましては浅見委員長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○浅見委員長 御指名ありがとうございます。国立保健医療科学院の浅見でございます。

このような状況で、ちょっとリモートということもありまして、いろいろ不自然なところがあるかもしれないのですけれども、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

また、今、環境未来局長からもいろいろお話しいただきましたように、埼玉県としていい環境計画になるようにということで議論を進めてまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。ちょっと立つと画面からアウトになってしまいますので、このまま失礼させていただきます。

それでは、議事を進行いたします。会議の公開でございますが、環境審議会は原則として公開することとされておりますので、当小委員会でも同様に公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○浅見委員長 画面の方もよろしいというふうな形で。

はい、ありがとうございます。うなずいていただきましたので、それでは会議の公開を認めたいと思います。

今日は傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（赤松） 本日、傍聴者は1名おります。

○浅見委員長 では、入っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（傍聴者入場）

○浅見委員長 すみません。お待たせいたしました。

それでは、続きまして議事録署名委員の指名でございます。埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきたいと思います。

恐縮ですが、四ノ宮委員と吉川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○四ノ宮委員 承知しました。

○吉川委員 承知しました。

○浅見委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして4の議事に入りたいと思います。本日の議題は、次期環境基本計画施策体系（素案）についてでございます。

それでは、県の方から御説明をお願いしますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 環境政策課長の佐藤でございます。それでは、私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

○浅見委員長 お座りいただいて、ちょっとマイクと離れてしまうと声が聞こえにくいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 失礼ですが、では恐縮ですが、座らせていただいて御説明をさせていただきます。

本日の資料、先ほど御確認をさせていただきましたが、資料の1の次期環境基本計画（全体像）、それから資料の2、次期環境基本計画施策体系（素案）、この2つにつきまして私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

初めに、資料の1、次期環境基本計画（全体像）につきまして御説明をさせていただきます。まず、1ページ目、こちらが目次となっております。この目次御覧いただきますと、まず第1章で計画の基本的事項について、第2章で本県を巡る現状について記載をさせていただき、その後、第3章から県の長期的な目標、第4章で施策展開の基本的な考え方、最後に第5章で個別の実施策、こういった流れとなっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。まず、第1章でございますけれども、1、計画策定の趣旨でございます。この趣旨につきましては、埼玉県環境基本条例の基本理念でございます健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を図るため、同条例に基づき本計画を策定すること。また、プラスチック問題やSDGsの達成に向けた取組の広がりなど本県を巡る状況が様々に変化していることから、計画を策定する旨、記してございます。

次に、2の計画の位置付けでございますが、計画の目的や他法令との関係性について記してございます。こちらは現計画から変更ございません。

最後に、3、計画の期間でございますが、令和4年度から8年度までの5年間としてございます。現計画におきましては10年間としておりましたが、これまでも社会経済や環境の状況変化に対応するため、計画期間の後半5年間の施策を見直してまいりました。計画の目標自体は21世紀半ばを見据えた長期的な計画という趣旨を維持しつつ、計画期間につきましては実態に即した5年間といたしております。

なお、この計画期間は、埼玉県総合計画である5か年計画とも整合を図っているところでございます。

次に、3ページを御覧ください。第2章も本県を巡る現状でございます。こちらは計画を策定するに当たっての背景について記載をしております。1、本県の自然条件・社会条件、次に2、SDGs、3、国内外の社会経済情勢の変化、4、国内外の環境の変化という順に記しています。

まず、最初の1、本県の自然条件・社会条件についてでございます。(1)、位置及び地形では、県の地形や地勢の特徴について記しております。

(2)の人口減少・少子高齢化につきましては、下にございますグラフのとおり、本県では2030年には2015年と比べまして人口が2.6%減少、さらに2045年には2015年比で10.2%減少ということで人口が減少していくこと、さらに65歳以上の人口割合が増加すると予測されておまして、全国と比べましても急激な高齢化の進行が見込まれていることについて記してございます。

4ページを御覧ください。(3)の土地利用でございます。こちらは農林地の減少と都市化について鈍化はするのですけれども、依然として進んでいく、こういったことを記してございます。

それから、4の経済のところにつきましては、県内総生産の増加でございますとか、何というのでしょうか、就業者の状況、あるいは農業産出額、さらに工業に関しても製品出荷額は非常に高いと、こういった経済状況について記してございます。

次に、その下でございますけれども、2のSDGsは皆様御存じのとおり、平成27年9月に国連において採択されました環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す世界共通の持続可能な開発目標でございます。国では中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針を策定いたしまして、8つの優先課題を定めてございます。

5ページのほうに移っていただきまして、自治体におきましてもSDGsが、未来都市が令和2年度で93都市になるなど関心が広まってきておまして、また企業におきましても徐々に取組が広がっているところでございます。

次に、4の国内外、下の部分になりますけれども、国内外の環境の変化でございます。近年では、次のページに移っていただきますが、近年におきましては投資の判断材料として環境、社会、企業統治を重視するESG投資が拡大していること、シェアリングエコノミーについて、さらには技術革新の進展、ライフスタイルの変化についてICT情報通信技術の進化、あるいはIoT、モノのインターネットの普及、オンラインサービス等の人の移動の減少につながるようなサービスの広がりについて記載してございます。

次に、国内外の環境の変化のところでございますけれども、（１）の気候変動のところは、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定、それから昨年12月の国の成長戦略会議において、2050年のカーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画を取りまとめた、こういったことについて記してございます。

下の（２）の資源循環につきましては、プラスチック問題や食品ロス問題などについて記してございます。

さらに、その下、（３）、生物多様性でございますが、こちら7ページに移りますけれども、生物多様性が十分に社会に浸透し切れていない状況ですとか、あるいは里地里山、都市地域における自然環境の保全についてもまだ十分ではないといったことなどについて記してございます。

その下の（４）、水環境につきましては、河川の環境基準について達成している状況、さらには生物の生息・生育環境の評価、維持・回復を目指す施策の展開が求められていることなどについて記載しております。

その下の（５）、大気環境につきましては、PM2.5及び光化学オキシダントについて課題があること、石綿、アスベストに関する法改正等について記載してございます。

次に、8ページ目を御覧ください。こちらが第3章、長期的な目標でございます。この長期的な目標といたしまして、現計画の長期的な目標と同様に、21世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げました。これまでの計画の推移につきましては、後ほど参考の2、第1次、第4次までの環境基本計画の比較にまとめてございますので、御覧いただければと思います。こちらにおきましては、まず1、環境に優しい脱炭素社会、循環型社会づくり、2、安心、安全で恵み豊かな環境づくり、3、環境に配慮した産業・地域・人づくりの3点でございます。

まず、1の環境に優しい脱炭素社会、循環型社会づくりは、主に気候変動対策、エネルギー対策、廃棄物対策に関する目標でございます。脱炭素社会と循環型社会は親和性が高く、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）では、廃棄物のエネルギーの活用が重要課題の一つに挙げられています。

次に、2、安心、安全で恵み豊かな環境づくりでは、主に生物多様性と水環境、大気環境に関するより身近な環境に関する目標でございます。環境基準の達成だけが目的ではなく、川と緑の共生といったような視点で目標を定める必要があることから、安心、安全に加えて恵み豊かな環境の要素を複合したものでございます。

最後に、3、環境に配慮した産業・地域・人づくりでございます。これまでの2つの長期的な目標について、県民、市民団体、企業、行政などの社会を構成する全ての主体が、環境問題に対して正しい理解と知識を持ち、環境に配慮した行動を実践する必要があることから設定いたしました。また、当計画の副題といたしまして、本計画期間の5年間の期間中の基本認識として、環境が支えるSDGsの達成を掲げさせていただきました。

続きまして、9ページを御覧ください。第4章、施策展開の基本的な考え方でございます。こちらは長期的な目標を達成するために施策を展開していく上での基本的な考え方について記載してございます。

最初に1、SDGsへの対応、次に2、社会経済の大きな変化への対応、3、顕在化する環境課題

への対応、最後に4、新型コロナウイルス感染症の影響への対応としてございます。

まず、1のSDGsへの対応ですが、本県では部局横断かつ官民連携によりまして、ワンチーム埼玉でSDGsの達成に向けた取組を推進していること、様々な分野の問題を個別にではなく統合的に解決するという考え方を記しています。

次に、2、社会経済の大きな変化への対応では、(1)、地域社会の持続可能性の向上と(2)、技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革の2つを挙げています。(1)では人口減少や高齢化の影響を見極めて、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点、(2)ではデジタルトランスフォーメーションといった技術の革新やESG投資の拡大などによる意識や行動の変化を的確に捉え、人々や企業の行動、社会がより環境に配慮した方向に進むよう働きかけていく視点を記しています。

次に、3、顕在化する環境課題への対応では、気候変動や気候変動の影響と考えられる災害の発生、10ページのほうに移りますが、生物多様性、食品ロス、プラスチック問題などにつきまして地球的規模の環境問題の要因となっている地域の課題に対応するとともに、その対応を他の環境問題の解決と併せて地球的規模で考えて地域から行動していく、こういった必要性があることを記しています。

最後に、4、新型コロナウイルス感染症の影響への対応では、感染症対策と環境対策の両立や気候変動など環境問題の解決と経済復興を同時に目指すグリーン・リカバリーについて記しています。

第5章の最後、下の部分ですが、実施施策につきましては、第4章の施策展開の考え方を踏まえまして、第3章の長期的な目標の実現に向け実施すべき施策の素案となります。施策の方向と今後の施策につきまして、この5の部分はこれからつくっていく形になるのですが、資料2のほうで施策の方向と今後の施策についてまとめてございますので、資料2を御覧いただきたいと思っております。

資料2の表でございまして、一番左の欄が長期的な目標、その右に施策の方向、そしてそれぞれの現状と課題、そして一番右側にそれぞれの目標につながる施策を記してございます。まずは、長期的な目標と、その概要について御説明をいたします。資料2の表中の左から2列目、施策の方向の部分を御覧ください。3つの長期的な目標に対しまして、9つの施策の方向を掲げております。

長期的な目標Ⅰ、環境に優しい脱炭素社会、循環型社会づくりに対しまして、施策の方向は3つでございまして、1、気候変動対策の推進、2、資源の有効利用の推進、3、廃棄物の適正処理の推進です。

長期的な目標Ⅱ、安心、安全で恵み豊かな環境づくりに対しまして、施策の方向は4つでございまして、4、みどりの保全と創出、5、生物多様性の保全、6、恵み豊かな川との共生と水環境の保全、7、安全な大気環境等の確保でございまして。

最後に、長期的な目標Ⅲ、環境に配慮した産業・地域・人づくりに対しまして、施策の方向は2つ、8、経済との好循環と環境科学・技術の振興、9、地域資源の活用と交流・連携による地域づくり・人づくりです。それぞれの施策の方向について、その隣の列に、その現状と課題、課題に対する今後の施策をさらにその右側に31項目記してございます。

それでは、今後の施策、この31の施策につきまして、それぞれの想定される取組の例等について御説明をさせていただきます。今後の施策の1から7まででございまして、温暖化対策における

今後の施策となっております。昨年度末に策定いたしました埼玉県地球温暖化対策実行計画第2期と整合してございます。

今後の施策1、産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進では、目標設定型排出量取引や中小企業における省エネ対策の推進等の産業・業務部門の温暖化対策施策を想定してございます。

2、家庭部門におけるライフスタイルの転換では、省エネ家電、設備などの普及促進等家庭でできる温暖化対策を想定してございます。

3、運輸部門における環境配慮の推進では、次世代自動車の普及促進等の自動車対策を想定してございます。

4、CO₂以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進では、フロン対策や森林の整備・保全等を想定しております。

5、再生可能エネルギーの普及推進では、太陽エネルギー等の活用促進について想定しています。

6、エネルギーの効率的な利用の推進は、コージェネレーションシステム等の分散型エネルギーの普及促進を想定しています。

7、気候変動への適応策の推進では、これまで1から6では緩和策と呼ばれる温室効果ガスの排出削減の対策でございましたが、こちらの7の適応策につきましては、対策を講じてもお避けられない温暖化の影響に対応する施策で、例えば県民への効果的な注意喚起、あるいはまちのクールオアシス等の取組を想定しております。

続きまして、今後の施策8から11まで、こちらは廃棄物の関係でございまして、現在、環境審議会で議論いただいております第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と整合してございます。今後の施策8、リデュース、リユースの推進は、県民に対するスリーアールの推進等を想定してございます。

9、廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進では、廃棄物処理による熱利用やバイオマスエネルギー等の普及等を想定しています。

10、廃棄物の適正処理の推進では、不法投棄等の廃棄物の不適正処理をなくしていくための取組などを想定しています。

11、廃棄物処理のレジリエンス及び継続性の強化では、災害廃棄物への迅速な対応に関する取組や廃棄物処理業界のイメージアップに関する取組などを想定しています。

続きまして、施策の12から14、こちらは緑を守り、創ることについて、15から18は生物多様性に関する施策を記しています。

12、身近な緑の保全の推進は、特別緑地保全地区などの地域性緑地の指定や公有地化の推進等を想定しています。

13、身近な緑の創出の推進は、民間施設や公共施設の緑化を推進することなどを想定しています。

14、森林の整備・保全では、水源涵養や二酸化炭素吸収等様々な機能が発揮できる森づくりを推進することを想定しています。

15、生物多様性保全の全県展開は、埼玉県生物多様性保全戦略の普及啓発等を想定しています。

希少野生動植物の保護の推進では、普及啓発や保護増殖活動の推進等を想定しています。

17、野生鳥獣の適正な保護管理では、野生鳥獣による生態系などへの被害の防止や野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施等を想定しています。

18、侵略的外来生物の計画的防除では、クビアカツヤカミキリ、アライグマ等の外来生物の情報収集や駆除などを想定しています。

続きまして、今後の施策の19から24でございますが、こちらは水環境や大気環境の公害防止に関する施策を記載しております。

19、水辺空間の保全と共生では、川の再生に取り組む地域団体への活動支援等を想定しています。

20、公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止では、工場、事業所への立入検査による規制、指導、水質事故の対応等を想定しています。

21、水循環の健全化と地盤環境の保全では、地下水採取規制等の地盤沈下対策などを想定しています。

22、安全な大気環境の確保は、自動車対策や光化学オキシダント、PM2.5対策等について想定しています。

23、環境リスクの低減は、化学物質の排出量、取扱量の把握や石綿の対策等を想定しています。

24、身近な生活環境の保全では、騒音、震動、悪臭等の対策などを想定しています。

最後に、今後の施策の25から31まででございますが、産業・地域・人づくりについて記載してございます。これまで申し上げたような取組に横串を刺すような取組となっております。

25、環境に配慮した事業活動の支援では、環境ビジネスの推進や環境マネジメントの推進などを想定しています。

26、環境情報の収集及び提供と27、環境科学の振興と国際貢献では、県の環境に関する研究機関でございます環境科学国際センターを中心とした取組で、大学や企業等からの情報収集や共同研究等を想定しています。

28、エネルギー利用に配慮したまちづくりは、スマートな新技術を活用したエネルギーが途絶えないレジリエントなまちづくりを想定しています。

29、環境と共生する地域づくりの推進では、地域の清掃活動団体など地域が主体となった環境保全活動の推進や環境影響評価制度の推進などを想定しています。

30、環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携は、県民、市民団体、企業などとの連携による様々な環境保全に関する取組を想定しています。

最後に、31、環境を守り育てる人づくりは、環境学習の機会の拡大や環境学習、環境保全活動を担う人材の育成を想定しています。

以上が資料2の施策体系の説明となりますが、具体的な取組内容、想定については申し上げましたが、より細かい取組の内容、また指標について、次回の3月24日に予定しております第2回の環境基本計画小委員会においてお諮りできればと思っています。そういう意味でも、この体系について長期的な目標あるいは今後の施策も含めまして、委員の皆様方から幅広い御意見をいただいて、今後の取組の検討に生かしていければというふうに考えているところでございます。

概要につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○浅見委員長 誠にありがとうございました。

非常に盛りだくさんの説明で、ちょっと資料の中には個別の固有名詞ですとか具体的なことがまだ入っていないものもございましたので、ちょっと委員の先生からも若干聞き取りにくいところがあったのでというような御指摘もいただいておりますので、今の段階で確認事項の部分で、このところ特にもう一回聞いておきたいというところがありましたら挙手いただけますでしょうか。個別の御意見はまた後でと思えますけれども、いかがでしょうか。

袖野先生、どこか特にこの辺というのがあれば。

○袖野委員 特にどの辺というのはなくて、1番、2番とずっと31番まで来たのですけれども、ちょっとなかなか聞き取りにくかったかなという感じです。すみません。

○浅見委員長 ちょっとこういうリモートでというのもございますし、あと個別にまだ文章化できない部分もおありになるのかなと思いますが、すみません。

○佐藤環境政策課長 聞き取りづらかったということで、大変申し訳ございませんでした。

あくまでも今日、特に御覧いただきたいのは、今後の施策等の部分なのですけれども、何となくイメージが湧きづらい部分もあるかなということで、すみません、例示的に、今の時点で固まっているものではないのですけれども、これまでの計画等の状況も踏まえて関連するような取組で、こんなものが考えられますよというのを参考にお示しした段階でございますので、全く今の時点でコンプリートされたものではないので、もし疑問点等はまた御質問いただきながら御意見いただきたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今後の施策の具体的な具体のものですか、あとモニタリングの指標になりそうなものといろいろ含まれていたかと思えますけれども、今後も少しずつ詰めていければと思います。

それでは、委員の先生から御意見また御質問をいただきたいと思います。なお、県のほうにおかれましては、委員各位からの質問などについて課長だけでなく、適宜担当の方からお答えをいただけてもと思えますので、よろしく願いいたします。それでは、挙手でお願いできますでしょうか。

田口先生、よろしく願いいたします。

○田口委員 ありがとうございます。

今日いただきました参考1の今後の策定スケジュール、これを拝見いたしますと、この小委員会は全体で3回ほど審議が予定されており、今回はその第1回目ということで、次期基本計画の全体像なり基本的な枠組みが審議の中心になるのかなと思えますので、その点に焦点を当てて3点ほど意見を申し述べさせていただきます。

第1点は、次期基本計画の全体的な枠組みについてです。横長の資料2は、施策体系ということで、これが全体の基本的枠組みになるのかと思います。この表を拝見いたしますと、御説明にありましたように一番左の欄の長期的な目標が3項目、施策の方向が9項目、それから一番右の今後の施策が全体で31項目というふうになっております。これを現行の第4次計画、現在の改訂版ですが、これと比較してみると、参考2の表の一番右の欄でございますように、現行計画では、長期的な目標というのが5項目、その下の施策展開の方向というのが全体で20項目もありまして、さらにその下にたくさん

の個別施策というのが列挙されている、こういう形になっていたわけでございますので、現行計画に比べると、今回お示しいただきました新しい計画の柱立てが大変すっきりしているといえますか、大分簡素化されていて分かりやすいというふうに思います。それが第1点でございます。

その上で第2点なのですが、そういうすっきりした体系の中で第4章の施策展開の基本的な考え方というのが、今日の資料ですと資料1の9ページ、10ページになりますが、読んでいてどうも落ち着かないといえますか、位置付けがややはっきりしないような印象を受けました。

このタイトルは基本的な考え方ということであるのですが、基本的な考え方というタイトルから考えると、計画全体を貫く大きな原理原則のようなことが書かれているのかなというふうに思うと、9ページの第4章の柱書ですが、ここには、長期的な目標を実現するために施策を展開するに当たっての留意点及び基本的な考え方というふうに書かれています。留意点と基本的考え方とが本文では併記されているわけですが、留意点と基本的な考え方というのは、内容的にはかなり違いがあるようにも思われるわけです。

実際に書かれている内容を拝見いたしますと、1のSDGsへの対応などの部分、この辺は単に留意点ということで片づけてしまうのはどうかという感じがする一方、2のいろいろな変化への対応であるとか、あるいは4の新型コロナウイルス感染症の影響への対応、こういったところは環境政策全体の基本的な考え方というにはやや無理があるのではないかと思います。

そういたしますと、結局、計画全体の流れの中で、第4章、これはかなり大事なパートであって、ここで何を書くべきかということが問題になるわけですが、ここで書くべきことは、基本的考え方と留意点ということよりも、むしろ計画期間における重点的な政策課題であるとか、あるいは今後5年間に重点的に取り組むべき政策、そういうようなことではないのかなというふうに思います。

併せて、そうした重点的な取組に関連した施策目標などを盛り込めれば、メリハリの利いた基本計画になっていくのではないかと思いますので、何かその辺の構成を一度御検討いただければ幸いです。

最後に、3点目なのですが、全体の枠組みとの関係で本文中読んでちょっと意味が分かりにくかったなという部分として、8ページの最後の2行であります。先ほど佐藤課長からも御紹介ありましたが、ここには本計画の計画期間が2022年度から2026年度までであることから、本計画期間中の基本認識として環境が支えるSDGsの達成を掲げることとすると、こういう一文があるわけですが、読んでいてやや唐突な感じがいたします。

これはどういう論理なのかがちょっと分かりにくい。恐らくSDGsが2030年を目標年次としていて、この計画の計画期間とかなりの部分、オーバーラップしているので云々と、こういうような意味合いかとも思われるのですがけれども、先ほど第1点として申し上げたように、せっかく全体をすっきりした施策体系を組み立てているのに、ここでまた計画期間中の基本認識というような概念が出てきて、何か全体がやや分かりにくくなっている、そんなようにも思われます。

先ほど御説明で、これを副題にしようと考えているという御説明ありましたので、何となく感じは伝わってきてはいるのですがけれども、恐らくSDGsの達成というのをすごく重視していて、それできるだけ前面に出していこうとされているのかと思うのですがけれども、SDGsの達成に向けて努

力していくということを特に強調したいのであれば、何かこういうところにぼんと出てくるのではなくて、先ほど申し上げた例えば第4章、重点的に取り組むこととかいうところにまとめて、重点テーマなり重点課題というような形で正面からしっかりと掲げる必要があるのではないかなど。全体を一読して、第1章にもSDGsが出てくる。第2章、第3章、第4章などいろんなところに散在しているのですが、何かその説明があまりきっちりされていないままに、こういうところにぼつんと副題にというような感じで出てくる。これを重点にということであれば、もう少しどこかにまとめてしっかりと書いたほうが読んだ人には伝わるのかなというふうに思いました。

以上3点でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

全体的な枠組みも含めまして、よろしくお願ひいたします。

○佐藤環境政策課長 3点、田口委員からいただきました。ありがとうございます。

1点目は、すっきりと、簡潔に、分かりやすくということで、ありがとうございます。これを検討するに際して、まさにちょっとその点を考慮いたしまして、実際、この案文をつくるに際しては、環境部内におきまして若手のチームで議論したり、あるいは検討の小委員会というのもつくりまして、各課から人を出して、安藤局長をトップに職員がしっかりと議論して、いろんな視点を出しまして、そういう中で完成したものでございます。

分かりやすくという点は、繰り返しになるのですけれども、我々も前回の計画を少し大きくくり化することで、対県民、事業者に対して分かりやすいものにしていきたいという発想が大きく一つございました。だからといって何というのでしょうか、取組自体を取り漏らしているというわけではなくて、しっかりこの中に継続すべきもの、それから新たにやるべきものを盛り込んでいきたいというふうには思っております。

もう一つは、同時進行で県の5か年計画、こちらは策定作業をしておりますので、やはり上位計画である5か年計画とよりリンクさせていったほうが、そういう意味でも分かりやすいのかなど、そういう視点も持ってやっております。5か年のほうがちょっとどう動いていくかによって、またちょっと影響を受けてしまうのかもしれないのですけれども、そういう点も含めて今回、こういう枠組みに見直させていただきました。

2点目と3点目は、逆に分かりづらい部分ということで御指摘をいただきました。これも先ほどの部内の検討会の中で、やはりSDGsというのが環境行政にとって非常にタイムリーな追い風であると。もう一つは、大野知事が誕生して以降、県政のあらゆる部門にSDGsを取り入れてワンチームでやっぺいこうと、こういうのも打ち出されていて、環境部としてはまさにチャンスと、そう受け止めております。

そんな中で、どう記載していったらいいのかという中で、先ほど口頭で申し上げた副題的なものとして、環境が支えるSDGsの達成という、こういうフレーズがいいのではないかと、こんなものも出てまいりました。将来的には、委員の皆様にご了解いただければ、環境基本計画の下に副題的なものとして、これはもう堂々と表紙にも出てくるものでございますので、しっかりと打ち出しをしたいなというふうに思っております。

もう一方の第4章の書きぶりにつきましては、こちらも御指摘のとおり、留意点的な要素と基本的な考え方と混在しているというのは確かにあるかとは思いますが、ただ、大きい考え方として、いろんな施策を当然長期的な目標、今、御説明いたしました施策の方向、それから今後の施策、さらに取組と進んでいくわけですけれども、こういった全体を貫くやっぱり考え方というのは整理をしたいなというのがありまして、そんな中で重複しますが、SDGsの関係、あとこれまでの計画もそうだったのですが、やっぱり常に社会経済変動しておりますので、それは欠かせない。さらに、環境課題がその中で顕在化しているものが、また5年前とは違った状況になってきている。これはちょっと負の状況もありますが、コロナ禍ということで、いろんな生活にコロナが影響している中で、やはりそちらの影響も無視できない。

ただ、逆転の発想をすれば、コロナ禍でグリーン・リカバリー的な逆に環境を取り入れた経済社会、生活の建て直しというのができるかもしれないと、そういうことでこの4項目を入れてございますので、ちょっと御指摘の分かりにくいという部分はもう少し整理をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

章の名前自体もまた御検討いただけるということかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

小島委員、お願いいたします。

○小島委員 よろしく申し上げます。私から大きく2点ございます。

まず1つは、今回のSDGs、力を入れていると思うのですが、これから図表とかいろいろ入れていくと思うのですが、ウェディングケーキモデルの図はぜひ入れていただきたいなと思っております。文章の中にはあったのですが、全てのベースに環境がある。自然の資源とか資本とか、生存基盤があるということと、その上に社会があって、経済があるというのをやっぱり理解していただきたいというのもあります。

SDGsウォッシュなんて言葉もありますけれども、企業の方とかいろんなグループの方が環境の活動をされていく際に、そういった何のためにやっているのかというのを理解していただくためにも入れたほうがいいかなと思っております。

もう一点は、先ほどの資料の2の枠組みに関する事柄なのですが、すっきりさせたということでお話ししたのですが、長期的な目標に関しては、私は生物多様性ということは一本書立てて入れたほうがいいと思っておりました。今回、安心、安全で恵み豊かな環境づくりということで集約されているのですが、安心、安全の、そうですね、公害的なこととか大気とか水の汚染とかに関しては、むしろ環境に配慮した産業とか地域とか人づくりのほうに整理されるのかな。

生物多様性に関して認知度が低くて、なかなか言葉も皆さんに浸透していかないという中で、やっぱりこういうところで長期的な目標の一つ立っているということで、県民の皆さんにもとても重要なことだということで理解いただけるのではないかなと思っております。大きくはこの2点で、あとはちょっと細々としたことなので後にしたいと思います。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からいかがでしょうか。

○佐藤環境政策課長 小島委員から2点、ありがとうございました。

1点目のSDGsの関係で、図表ですとか、あるいは取組例なんかもというお話だったのですが、当然実際の計画を冊子化していく中では、この体系をすっきりさせたのも、やっぱり県民、事業者の方に分かりやすくという観点でやっておりますので、そういう意味では図表については欠かせないものでございます。SDGsも非常に全体を貫くものでございますので、しっかり取り入れていきたい。あとは分かりやすさという意味で、図表に限らず実際の取り組んでいるデータとか、モデルだとか、そういうものも意識しながら取り入れられたらと今の時点では考えております。

それから、生物多様性に関しての2点目でございますけれども、現在の計画の中では、長期的な目標の3として恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりと、これが長期的な目標5本のうちの一つになっております。この中の施策展開の方向の一つとして、生物多様性の保全というのを入れさせていただいているのが、現在の計画のつくりでございます。

今回は、繰り返しになりますが、そちらの特に長期的な目標のところは5本を3本に絞った関係で、どうしても文章が長くなってしまうということもあって、安心、安全で恵み豊かな環境づくりということに集約をさせていただきまして、逆に施策の方向のところにはしっかり5番で生物多様性の保全というのを残させていただいております。ただ、長期的な目標から言葉が欠けているというのは御指摘のとおりでございますので、全体のバランスも含めて、また御意見を伺いながらちょっと検討していきたいと思っております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、袖野委員、先ほど手を挙げられていらっしゃいましたでしょうか。お願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。また、説明どうもありがとうございました。

現状認識を踏まえて今後の対応というところで幅広い視点で書いていただいている、SDGsの観点からも非常にいいなと思えました。4点ほどコメントがございました。

まず1つ目は、田口委員の御意見とも重なるのですが、ちょっと分かりにくいというふうに印象を持たれてしまうのが、課題が第2章と第4章の両方に出てくるからだと思うのです。現状分析をして、課題を抽出して、今後の対応という流れだと思うのですが、現状と対策が章になっていて、課題がそのどちらにも出てくるというところが、もしかしたら分かりづらいところかもしれないので、もう少しそこを整理していただくといいのかなと思います。

2点目は、課題の抽出というところで現行の環境基本計画の点検もやられていると思いますので、そこから踏まえた課題抽出みたいなものがもう少し分かるような形であるといいのかなと思えました。

3点目は、分野横断施策についてですが、SDGs、特に幅広い視点で分野統合的なアプローチということで、例でもごみの排出の見守りを高齢者の見守りにつなげるとか非常にいいアイデアだなと思うのですが、そういったクロスカッティングな施策がどこに出てくるのかなと思って見ていると、多分長期目標Ⅲの環境に配慮した産業・地域・人づくりの9番のところは特に横軸の施策が入れやすいところなのかなと思いますので、ほかのところを見ると、割と各論的な章立てと

ますか、施策立てになっているので、できるだけそのクロスカッティングの施策をたくさん入れていただければと思います。

最後に、埼玉ならではの施策、なかなか難しいとは思いますが、こういった現状分析もしっかりされているところで、埼玉モデルみたいな、全国に発信できるような施策が出るとういふふうに思いました。

一般論になりますけれども、以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

全体計画の現状と基本的方向性のところの記述ですとか、今ちょっと事務局でどちらからお答えになるか調整しております。お願いいたします。

○佐藤環境政策課長 4点、ありがとうございました。

まず、1点目のところですが、課題の部分と考え方の部分がちょっと分離されていて、間に第3章のつくりとした長期的な目標が確かに入ってしまったと、ちょっとそこが分かりづらいのではないかと、そういった御指摘だったのかなと思います。ちょっとその辺の重複もあって、第4章のほうを修正過程の中で極力課題に対する考え方というか、そういうふうには整理をしたつもりなのですが、もう少し分かりやすくなるような、ちょっとそこは工夫をさせていただきたいと思います。

2点目の現行計画からの課題抽出につきましては、実際にこれからまた取組ベースでも検討を進めていくわけなのですが、こちらを検討するに際して、当然毎年、現行計画もPDC Aでチェックはかけているわけですが、現在の計画の進捗あるいはそこから抽出される課題、そういったものはしっかり捉えて新しい取組につなげていきたいと思っています。そんな中で、こちらの書きぶりも御指摘いただいたような現行計画からつながっていくような、そういうような部分も加えられていければ、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

3点目のSDG s等に象徴される分野統合的なクロス的な取組というのでしょうか、御指摘のとおり、例えば袖野委員からいただいたようなⅢの9のところ、地域資源の活用と交流・連携による地域づくり、人づくり、こういった中に、そういったものにつながるようなイメージもまだちょっと固まっていないので具体的に申し上げられない部分もありますが、そういった事業も含まれている部分もありますので、ぜひそういうものを少しでも多くしていければと考えております。

それと関連して、埼玉ならではのという部分につきましては、今後の取組の中でしっかり、全国に先駆けてとまでは申し上げませんが、やっぱり埼玉県の特徴を踏まえた象徴的な取組というのも幾つかつくっていければというふうに考えておりますので、また今後に向けてしっかり検討していきたいと思います。

○袖野委員 ありがとうございます。

最初のところなのですが、第4章は本当に重要なキーワードを網羅しつつ、コンパクトにまとめているので、これはこれでいいと思いますので、第2章のほうで現状というタイトルになっているのですが、現状と課題という形にして、ここにしっかり課題を書き込むような形にしてはいかかかと思っております。

あと、追加ですみません。第2章第2節のタイトルがSDGsとだけありますが、ちょっと分かりにくいので、SDGsへの対応とかされるといいのかなと思います。

以上です。

○浅見委員長 御指摘ありがとうございました。そのように事務局のほうでも御検討いただけるというところでございます。

それでは、磐田先生、御発言をお願いできますでしょうか。

○磐田委員 すみません。ちょっと会場の声が聞き取りにくいものですから、コメントのところに書かせていただいているのですけれども、まず私、エネルギーとか脱炭素社会関連の専門なので、ちょっとその視点から意見を述べさせていただくと、2050年に脱炭素社会という言葉が出てきていまして、これを目指していくという割には、埼玉県として、ではほかの自治体さんのようにカーボンニュートラル宣言をされるのかどうかというあたりもちょっと不透明だなというふうに感じてしまったのです。これを決めるに当たっては相当な議論は必要だと思うのですけれども、いずれにしても2050年に脱炭素の姿というの、あと30年しかない中で、次の5年間で何をしていくか、中期目標で2030年どうするかというのを決めるときには、やっぱりもう少し長期の姿を見据えた上での施策を今後考えていく必要があるかなというふうにお話を伺っていて感じました。

その中で、特に埼玉県の中でも、さいたま市さんとか所沢市さんとかもう既にこういう宣言をしていて意欲的に取り組んでいらっしゃる場所もあるわけで、そういったところを埼玉県として支援していくのかとか、埼玉県とその中の市町村の取組のつながりみたいなものがいつもちょっと分からないので、その辺りのもしイメージされているものがあればお聞かせいただきたいというのが1点目と、あともう一点目が、再生可能エネルギーについて今後の施策の5番で出されているわけですが、もちろん埼玉県の一部のところでは再生可能エネルギーの導入が非常に重要な地域もあるとは思いますが、都市部、都市地域でも徹底した省エネを支援するようなどがどこに入ってくるのかなというのがちょっと分かりにくいと思いました。

解説の中では、コージェネレーションとかお話ありましたけれども、もっと費用対効果が高い例えば家電の買換えであったり、どの部分までが省エネかというのが、もっともっとやれることいっぱいあるように思っていて、どの部分を重点的にやっていけばいいのかというのをきちんと押さえた上で施策を考えられるというプロセスを踏んでいただきたいなというふうに思っています。なので、質問は1点です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

では、お願いします。御着席でどうぞ、ちょっとマイクから離れてしまいますので。

○佐藤環境政策課長 分かりました。すみません、聞きづらいということで、申し訳ございませんでした。

2点のうち1点目ということかと思いますが、確かにお話のとおり、政府のほうも動きが出てまいりまして、県といたしましては昨年度、実行計画も改定（第2期を策定）したわけですが、当然取り組んでいく姿勢に変わりはありません。

ただ、このバックキャスト的な施策、そういう考え方、それは当然今後の中でしっかり考え

ていく必要はあるとは思っているのですけれども、宣言をするという部分に関しては、SDGsの未来都市であったり、カーボンゼロ宣言であったりいろいろあると思うのですが、議会でもいろんなやり取りをしている中で、大野知事のほうでは、やっぱり県単独でなかなかできる部分も限られている中で、しっかり施策を打ち立てて、その実現へのプロセスをイメージしながら打ち出していきたいと。そういう中で、国の動きというのは非常に重要で、特にエネルギーの関係などは、今の電源構成ではないですけれども、やっぱり国のほうの動きがしっかり固まってこないと、なかなか県が先行してという部分は難しいところがあって、そういう意味ではそういった国の打ち出した宣言の実際の中身がこれから出てくると思いますので、そういったものをしっかり見極めながら、一生懸命そこは取り組んでいきたいという考えでおりますので、その動向を見ながら調整をしていきたいと。

あとは、市町村との関係につきましては、全ての施策がそうというわけではないですけれども、施策によって一緒にやっていくものも当然ありますし、逆に市町村のお尻をたたいて、それをさらに市民に伝えていく、そういった取組もありますし、それは施策ごとにいろいろなのですけれども、当然市町村との連携というのは意識しながら、そうでないとなかなか施策の効果が上がりづらい部分もありますので、そういったものも意識してやっていきたいと思っておりますし、今後、そういったものがSDGsの関係とかも含めて、より形が出てくる部分もあるかなというふうには考えております。また、そういう個別のものが出てきた段階で、情報提供というか御説明させていただければと思います。

○磐田委員 ありがとうございます。

ぜひちょっと、いつもほかの自治体さんのこういう審議会を聞いていても思うのが、県と中との連携が具体的にどういうふうに協調していくのか、協調しなければいけないところはどこなのかというのが、何か計画案の中では不透明だなというふうに感じているところなので、ぜひ埼玉県はその辺り、ほかの自治体よりもちょっと先陣を切ってクリアな関係性というのを皆さんの、市民の目に見えるような形で出していただけるとうれしいなと思います。ありがとうございました。

○浅見委員長 ありがとうございます。また、ひょっとしていい事例を先生御存じでしたら御紹介いただくとか、具体的にもこういったほうがいいのではないかなというような御提案あれば、会議の外でもまたお知らせいただければと思います。ありがとうございます。

ほかの先生方いかがでしょうか。

横田先生、お願いいたします。

○横田委員 ありがとうございます。

私も全体像の第4章の基本的な考え方というのは、とても戦略的で重要な文言が入っていますので、これはぜひ、今まだポリシー的な話が多いので、できるだけ基本計画とのプランニング的な言葉に置き換えていくことが大事ではないかなというふうに思いました。

こういった基本的な考え方に立つと、ある程度長期的な目標の描き方というか、表現の仕方というのが非常に重要なのではないかなというふうに感じまして、これまでの施策体系の立てつけをまとめる形での長期的な目標の1、2、3というところの具体的な書き方がとても大事なのではないかなというふうに思いました。

これからの人口減少とか立地適正化の話とかを考えていくと、この基本計画をある程度ローカライ

ズして読み解いていくことができたりとか、地域ごとに当てはめていくことが大事かなというふうに思うのですが、そうすると1番の環境に優しい脱炭素社会と循環型社会というのは、ある程度ゴールが非常に明確で、施策的にも柱になっているものだと思うのですが、一方で2番、3番の安全、安心で恵み豊かな環境づくりというところと、環境に配慮した産業・地域・人づくりというところの柱が、もう少し基本的な考え方に即した長期的目標に束ねることが大事ではないかなと思うのです。

2のところで見ますと、どちらかというところこれまでの緑戦略であるとか生物多様性、地域戦略の話が中心になっていますけれども、これを地域循環共生であるとかネットワークというところに結びつけるような話ができると、先ほどの自然資本のお話もありましたけれども、SDGsの基盤的な部分の戦略になってくるのではないかなというふうに思いました。

一方で、3番のほうどちらかといいますとSDGsのアクターの部分で、もう少しアウトカムの部分だと思うので、そこはそこでやはり各長期的な目標の中では、かなり現実的な施策が多い中で、それをどういうふうに横断的に束ねるのかというところを具体化するような表現がいいのではないかな。これが地域・人づくりというところの以外にも、循環型社会づくりとほかの課題との統合であるとか、横断的な戦略を少し示すような目標の描き方ができると、1、2、3のバランスがよくなるのではないかなというふうに思いました。ちょっと個別の話は積み上げられているのでなかなかコメントしづらいのですが、長期的な目標の記述の仕方をもう少し工夫できるといいのではないかなというのが私の意見です。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

○佐藤環境政策課長 何というのでしょうか、大所高所からの御指摘、本当にありがとうございます。非常に難しい御指摘の部分もあって、私も伺っていて、どんなふうに今後取り入れてやっていけるのかなというのは、ちょっと正直自信がない部分もあるのですが、中身については長期的な目標でいうと1の部分は、お話があったとおり非常に生活にも直結していることが比較的分かりやすい部分で、事業者さんにも取り組んでいただきますし、当然家庭でも取り組んでいただきますし、冒頭申し上げたような、今後は適応していくということもどんどん発信して皆さんにやっていただかなければいけないということで、ここは本当に温暖化のくくりで非常に分かりやすくてできたのかなというふうに思っております。

その一方で、2点目の安全、安心というのも実は非常に大切なところでございまして、環境自体は御説明の中でも申し上げたのですが、皆様方の努力もあって環境基準がどんどん達成されて、非常によい環境になってきている一方で、災害による影響であったり、そうなったときにごみの問題であったり、あとはライフラインの問題であったり、実は本当に生活が脅かされるようなところもあると。

もう一方で、身近な川とか、緑とか、水とか、そういう環境もよくなってきてはいるのですが、しっかりこれを皆様に協力をいただいて、行政だけでは支え切れない部分があって、意識してもらいながら参画してもらおうというのは、非常にこの2番目の部分でも重要だと思っているので、御指摘の部分も踏まえてどうできるかというのはあるのですが、ちょっと検討させていただきたいと思

ます。

3番目の横串のところは、こちらもそういうイメージではおりますので、引き続き施策、取組を検討する中で、そういう意識を持ってまいります。

○浅見委員長 ありがとうございます。

横田先生の御指摘は、長期的な目標の3番のところは、もう少し連携を重視したような方向性が見えるような題名とか中身を加筆されたらいかがかというふうな、そんなニュアンスでしょうか。

○横田委員 そうですね。SDGsは、やはり横断的な解決というのが一番大事だというふうに思いますので、先ほどの共生的なお話ですとか、あと防災に関してもやはり気候変動対策の中でできる防災と地域的な防災というものがあると思うのですけれども、そういった地域のほうの話をやはり3番のところにきちんと書いていくことが大事ではないかなというふうに思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。そのような視点もちょっと御検討いただければと思います。

今のお話をお伺いしまして、やはりSDGsとかをキーワードに、皆さんの共通言語がちょっと増えてきていて、市民の方もそうですし、行政の方も一緒に頑張りましょうというのが全体的な雰囲気として高まってきているのではないかなと思いますが、そのような視点をちょっと入れていただければということかなと思いました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

四ノ宮先生、お願いいたします。

○四ノ宮委員 私も先ほどの横田委員と類似した意見ですけれども、やはり横断的に文章を書いているだけといいのか。私、化学物質が専門なのですが、特に関連しているのが施策の方向性の6番と7番とかといったことになってきますが、水環境であったらやはり廃棄物と関連してきますので、そういったところで考えて文章を書いていただいたり、施策につなげていただければと思います。

また、大気環境ですと、やはり8番にも書いておられますけれども、こういった技術も関わってきますので、横断的に考えていただければいいのかと思います。

また、先ほどお話がありましたように、化学物質においては環境基準とか達成されて、皆さんの関心も下がっているところで、一番関心あるところは地震とか、やはり先ほどの災害とかの問題だと。そのときに、化学物質の漏えいの問題とか、そういったところは県民の方も関心があるのではないかなと思っております。

そこで、県のほうでは化学物質の適正管理手順書とかそういったものを作成するようというふうな形で現在進められておりますけれども、それ以外にも県で化学物質のモニタリングの体制、そういった災害時におけるモニタリングの体制というふうなものを整えているということを全面的に県民に知らせるようなことも提示していただければいいのかと思います。

以上です。

○浅見委員長 では、よろしいでしょうか。

○佐藤環境政策課長 ありがとうございます。

現在の計画の中でもやっぱり御指摘いただいたような関連する部分というのは多々ございまして、そういった表記を取組ベースで、また今後、より細かいものを出していきますので、それをまた文章

化していく中で、よりそういった視点で県民にそういうものが分かりやすく届くように、そこはちょっと工夫をしていきたいと思います。

計画物の中では、今の計画でもそうなのですけれども、やっぱり同じような、またがるような記載というのが随所にあって、それがまた部分、部分で再掲でまた後ろのほうで出てくるという、スキルの、テクニク的にはそういう部分で実際今やっていますので、より視点を広くもって、そういう部分が分かりやすく県民に伝えられるような工夫を今後ちょっとしていきたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今後、3回行って、最後に御説明あるかもしれないのですが、この分厚さまで、冊子で今まで出されている基本計画の分量まで今の文章が膨らんでいくという理解でよろしいですか。

○佐藤環境政策課長 この後、2回と3回の予定を入れさせていただいているのですが、イメージといたしましては大枠、今日、御議論いただいたものをベースに、今度は個別の取組、さらにもっと細かい個々の事業のようなものを次回にはお示しをしたいと思っております。そこでまた御議論いただいて、そうするとちょっと反映するのが先になってしまうのかもしれませんが、その上でまた個別の取組についての文章化であったり、先ほどの御意見の中では、より分かりやすいための図表であったり、あともっと大事、もっとではないですね。もう一つ大事なのは指標の設定なんかもありますので、それは3回の中で順次、最終的にはこういった形でお示しできるように進めてまいりたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

あと、ちょっと今、こちらから事務局に御質問してしまったのですが、四ノ宮先生から御指摘いただきました中の具体的な例えば化学物質対応の施策ですとか指標とかというのもの、次回以降の議論の中に具体的に入ってくるので、それを基にまとめていくという方向のようですので、またその原案を御覧になりましたら、個別にも御意見をいただければと思います。

皆様のお手元に行っていらっしゃるかどうかわからないのですが、最初、事務局さんからホームページのリンク先を御紹介いただいたかと思うのですが、85ページある、八十何ページかある基本計画の基となる部分を今回、お話をさせていただいているということですので、これからどんどんいろいろ内容が増えていくということになるということが分かりましたので、すみません、ちょっと補足をさせていただきました。

すみません。それでは、あと御意見、吉川委員、いかがでしょうか。

○吉川委員 これまでの御意見にあったように、まだちょっと私もその先の実行計画みたいなものが出てこないと何となく落ち着かない部分がありまして、それとその関係では、第6次のエネルギー計画なんかはどうなっていくかでも大きく振られてしまうのかなとか、全体として5年計画ということになると、5年間の中で何をやらなくてはいけないかなというふうに多くの人は5か年計画だと思うのだと思うので、ですから前段で書かれてあるようなことが具体的な行動計画なりアクションプログラムにどうなっていくのかということが、実際には例えば環境・運輸部門にしても、家庭部門にしても、どういう行動をしたらいいかというのは多分そこにかかってくるのだと思いますので、それにつながる前段部分ということで理解をしたときに、ちょっと一つだけ、第3章は割とすっとう入ってくる

のです。

第4章は、第5章につなぐ部分だと思えるのですが、その御意見にあったように最初にSDGsが来て、その後に社会経済の大きな変化への対応があり、その中にデジタルトランスフォーメーションのこともあり、第3章の最初に、いわゆる脱炭素化、温暖化防止というテーマが掲げられていますけれども、その3番、顕在化する環境課題への対応と出てきて気候変動と、こうなると何かその辺が若干私の中ではしっくりいかないというのはちょっとあります。この第4章の位置づけがどういうものなのかというのは、先々のところでまた見たいと思いますけれども、ちょっと不安定性があるなというふうには思いました。

以上です。

○佐藤環境政策課長 吉川委員、ありがとうございました。

すみません。第4章につきましては、多くの委員の皆様から多くの御示唆をいただきましたので、今後に向けて検討しながら、また御意見を頂戴したいというふうに思っております。

あと、長期的な目標の部分も実はすごく大事なところでございまして、確かに委員お話しのとおり、今回、計画期間を5年ということにさせてはいただいているのですけれども、当然5年間でどこまでできるかということは考えて今後の取組なども検討してまいります。

ただ、忘れてはいけないのが、やはり5年間でどこまでできるかというのも考えますが、当然そこで答えが出るものばかりではないので、そういう意味での長期的な視点であったり、やっぱり施策を貫く考え方であったり、そういうのが大事になってくるのかなと思いますので、そのところをトータルでよくしっかり検討しながら、よいものにしていきたいと思っております。

○吉川委員 ありがとうございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

御指摘のように、第4章まだちょっと各論といいますか、要素が入っているというところがあるかと思しますので、今後、どのようにするかというところはまた議論をさせていただければと思います。

今の御発言をお伺いして、例えば環境投資的なことも第4章に触れられていたものに関しまして、ちょっとどこに入るのかなとか、多分見合わせていくとまた今後ともいろいろ出てくると思しますので、その辺も御検討しながら両方で進めていければと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか、ほかの先生の御意見を聞かれています。

田口先生、よろしくお願いたします。

○田口委員 第4章に関し追加的に申し上げたいと思います。第4章で現在書かれていることはそれぞれ重要だと思うのですが、エネルギー問題と絡んで2050年カーボンニュートラルという方向を日本も打ち出した。世界的にも大きく動いている。そういう内外の大きな動きの中で、この基本計画でもその方向に沿った施策を強力に進めるのだというメッセージが、現在の第4章の記述では少し弱いと思います。そういった大きな方向性なりメッセージを目に見えるような形で項目として打ち出させていただくと、バランスもだんだん取れてくるのではないかというふうに思います。

それからもう一つは、グリーン・リカバリーといいますか、経済と環境の好循環を実現するのだということ、その趣旨をもう少し明確に打ち出させていただく必要があるのではないのかなと思います。

現在の案でも、例えば新型コロナウイルス感染症の影響への対応という4の最後の部分で、グリーン・リカバリーにも取り組んでいく必要がある、というような記述があるのですが、経済と環境の好循環をつくっていくためにも施策を強力に進めるのだということは、コロナとの関係で少し出てくるというレベルの話では全くないと思います。やはり世界的なカーボンニュートラルの方向、それと強力な環境施策を通じて経済の回復にもつなげていく、それが柱立てといえますか、項目になって明確に打ち出されてくればだいぶバランスも取れてくるのかなという感じがいたします。その辺も含めて御検討いただければと思います。

○佐藤環境政策課長 田口委員、ありがとうございました。

最後のグリーン・リカバリーのところは、確かに御指摘のような書きぶりになっていまして、我々の思いといたしましては、何というのでしょうか、こういう災害にただただ身を委ねるのではなく、そこから実は環境視点での反転攻勢をかけていきたいと、そういう意味では前向きの思いを持って書いている部分でもございますので、御指摘も踏まえて、またこの構成、あとはカーボンニュートラルの部分を含めて、今後またちょっと御相談といえますか、検討させていただいて、御意見いただきたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

いろいろ新しい用語が出てまいりまして、グリーン・リカバリーもそうですし、カーボンニュートラルも一層推進されそうな国際的な状況も含めて、ここからまたすぐ急激に皆さんの関心も高まっていくところかなとは思いますが。そのようなものもしっかり理念としては入れ込んで、用語としてどういう形で入れるかとか、ちょっと片仮名語が多くなってしまいかもしれないので、その辺もどのような表現にするかということも、県民の方々にも分かりやすく推進されやすいような形でお考えいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間が。すみません、小島先生、よろしいでしょうか。

○小島委員 すみません、ありがとうございます。

これから細かいことはいろいろ記載されていくと思うのですがけれども、ちょっと2点だけお願いといたしますか、施策の方向のみどりの保全と創出のところなのですが、「みどり」という言葉がすごくいろんな緑を含むので、ちょっと緑の質も分かるかといいますか、緑の質も求めていくというような、そういったことが課題として入るといいのかなと思います。もしかして生物多様性のところに入るのかもしれないのですが、それが1点。

あと、恵み豊かな川との共生と水循環の保全のところなのですが、これまで鮎が棲める川を基準で、主に川を水質で見るといようなことでやって書いてあったかと思うのですが、やっぱり川の構造的な部分、鮎が棲んで、かつ将来性や世代を交代していけるかとか、そういったところの視点も必要かなと思いますので、今後、内容を詰めていかれると思うのですが、そういうことも入れていただけるといいと思います。

以上です。

○浅見委員長 お願いいたします。

○佐藤環境政策課長 小島委員、ありがとうございます。

2点いただきまして、緑、非常に大事な部分でございますけれども、質を求めるという観点もというところは、今後の検討の中でどこまでできるか、またそちらも検討していきたいと思います。

あと、水環境は、現行の指標になっている鮎の棲める水質というものも例示していただいたわけですが、まさにそこをどうしていくかというのは結構閣達に内部でも議論しておりまして、前回の審議会でもより実情をもっと表した、より分かりやすく、なおかつ達成できるような指標というような御意見もいただいておりますので、そこのところは御指摘のような視点も含めてしっかり議論して、また指標の段階で何かお示しできればというふうには考えております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○浅見委員長 それでは、そろそろお時間も近づいてまいりましたので、御意見、御質問について追加等思いつかれるものがございましたら、2月8日までをめぐりに事務局宛てにメールでお送りいただければと思います。よろしく願いいたします。

これで本日の委員会の議事を終了させていただきたいと思いますが、今後の予定等をこの後でお話しただけのようでしょうか。

すみません。最後に何か御発言がございましたらというのがございますが、さっきやらせていただいたのでちょっとお許しをいただきまして、それでは委員会の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○司会（赤松） 浅見委員長、どうもありがとうございました。また、委員の方々、御意見等ありがとうございました。

スケジュールということでしたが、次回、第2回の小委員会は3月24日水曜日を予定しております。また正式には御通知等を差し上げますけれども、スケジュール等をよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和2年度第1回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時40分閉会